

■地域公共交通総合連携計画と地域公共交通網形成計画の違い

- ・「地域公共交通活性化再生法」の一部改正により、法上では「地域公共交通総合連携計画」は廃止され、「地域公共交通網形成計画」の策定の必要性が生じている。
- ・地域公共交通網形成計画においては、記載事項として、「地域公共交通網形成計画の達成状況の評価に関する事項」を新たに追加するとともに、コンパクトシティ化など「都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携その他の持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項」を定めるよう努めることとなる。

○地域公共交通網形成計画の記載事項

| 形成計画に求められる項目 | 蒲郡市の連携計画での内容 | 新規追加が必要な事項 |
|------------------------------|---|---|
| 1.まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保 | ○総合計画、都市計画マスタープラン、観光ビジョンの方向性を整理している | ○「立地適正化計画」については、来年度から策定の検討に入るとのことであり、現時点での追加対応なし |
| 2.地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成 | ○鉄道、民間路線バス等の実績等を確認し、交通ネットワーク網の形成について位置付けている | ○ラグーナテンボスシャトルバス等の新規事業の位置づけを整理 ○支線的バス（形原地区）の動向を整理 |
| 3.地域特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせ | ○高齢者割引タクシーチケット配布事業の実績確認まで | ○高齢者割引タクシーチケット配布事業や福祉有償運送、福祉タクシー料金助成の位置づけを整理 |
| 4.住民の協力を含む関係者の連携 | ○住民等との協議組織（地域協議組織・地域バス協議会・地域連携部会）について位置付けている ○地域協働推進事業（地域連携・利用促進）の実施について記載している | ○現在検討中の「関係者との連携のあり方を示す『指針』」の掲載が可能 ○形原地区での取り組み（広報、意見箱、ポケット時刻表等）の掲載が可能 |
| 5.広域性の確保 | ○鉄道の実績確認と交通ネットワーク網の位置づけまで ○近隣市町（西尾市・岡崎市・豊川市・幸田町）の動向は確認していない | ○西尾市・岡崎市・豊川市・幸田町の取組を確認 ○自治体バス、名鉄路線バス等のバス路線とのネットワーク性について整理し、対応方向を記載する必要あり |
| 6.具体的で可能な限り数値化した目標設定 | ○基本方針を達成するための「目標値」を設定している | ○変更の必要性について確認 |